

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第33号

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

瀬戸市福祉事務所長委任規則（昭和62年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条の2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この条において「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等支援法第15条第3項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）においてその例によるものとされた生活保護法（以下この条において「法」という。）第19条第4項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</u></p> <p>(1)から(20)まで <省略></p> <p><u>(21) 中国残留邦人等支援法第15条第1項の規定による配偶者支援金の支給に関すること。</u></p>	<p>第2条の2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下この条において「法」という。）第19条第4項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</u></p> <p>(1)から(20)まで <省略></p>
<p>第7条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任す</p>	<p>第7条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任す</p>

る。

(1)から(57)まで <省略>

(58) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第18条第1項の規定による障害福祉サービス受給者証の提出を求めることに関する事。

(59)から(62)まで <省略>

る。

(1)から(57)まで <省略>

(58) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第18条第1項の規定による障害福祉サービス受給者証の提出を求めることに関する事。

(59)から(62)まで <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。